

みんなで作る 豊かな環境と共に生きるまち

第二次天童市環境基本計画中間見直し

(案)



天 童 市

目 次

第1章 見直しの背景と基本方針	1
1 背景	1
2 社会情勢の変化	2
3 各種リサイクル法の施行	2
4 見直しの方針	3
第2章 重点施策 ～天までとどけ ごみ減量の10DOプラン～	4
ごみはいらぬ運動	4
もったいない運動	5
資源循環型農業の推進	8
第3章 施策の展開	10
施策体系	10
環境指標と目標値の達成状況	12
基本目標1 穏やかな暮らしの実現	13
1-1 廃棄物対策	13
1-2 放射能対策	16
1-3 公害の防止	17
1-4 有害化学物質対策	22
基本目標2 豊かな緑と水の保全・活用	25
2-1 農地・森林の保全と活用	25
2-2 希少な自然の保護	27
2-3 自然とのふれあいの推進	30

基本目標 3 安らぎのある日常環境の実現 -----	32
3-1 歴史文化資源の保存と継承-----	32
3-2 身近な潤いの創出 -----	35
3-3 まちなみ景観の整備 -----	37
基本目標 4 未来に向けた足もとからの取組-----	41
4-1 地球温暖化防止への取組 -----	41
4-2 他の地球環境問題への取組-----	44
基本目標 5 みんなで学びみんなで参加 -----	46
5-1 環境学習の実践 -----	46
5-2 市民・事業者・行政の協力・連携体制の構築 -----	49
第 4 章 地域別の環境への取組と行動指針 -----	51
1 地域別の環境への取組 -----	51
(1) 各小学校における環境への取組 -----	51
(2) 各中学校における環境への取組 -----	53
(3) 各公民館の地域づくり委員会の活動における環境への取組 -----	53
(4) 各公民館の各種教室及び講座など事業における環境への取組 -----	56
2 身近な行動指針 -----	58
資料編 -----	59
計画見直しの経過 -----	59
環境審議会委員 -----	60
市民環境懇談会委員 -----	60
推進会議委員 -----	61
調査委員 -----	62

第1章 見直しの背景と基本方針

1 背景

本市では、「天童市環境基本条例」に基づき、良好な環境の保全と創造に関する施策を、総合的・計画的に推進するための指針として、平成24年3月に「第二次天童市環境基本計画」を策定しました。

この計画の期間は、平成24年度から平成33年度までの10年間であり、環境に関する基礎的条件や社会経済情勢などの変化に対応するため、5年を目途に見直しを行うものとしています。

平成28年度が計画策定から5年目を迎えるため、計面前半の環境施策の進捗状況などを点検するとともに、社会情勢の変化などに対応した見直しを行うものです。



2 社会情勢の変化

東日本大震災による原子力発電施設の事故後の国のエネルギー政策の見直しにより、再生可能エネルギーへの転換を始めとした環境施策への取組や、地球温暖化を防止するために、廃棄物の削減や自然環境の保全などに引き続き取り組むことが求められてきています。

国では平成 24 年に第四次環境基本計画を閣議決定し、目指すべき持続可能な社会の姿として、安全が確保されることを前提に、低炭素、循環、自然共生のそれぞれの取組が、国民と事業者などの参加により、総合的に達成され、健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域にわたって保全される社会としています。

平成 27 年に、国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（C O P 21）が開催され、パリ協定が採択されました。パリ協定においては、世界共通の長期目標として産業革命後の世界の平均気温の上昇を 2℃に抑えるという目標の設定などが規定されました。

また、山形県においても新たな第 3 次山形県環境計画の策定に当たり、資源の循環的な利用やエネルギーの有効活用、地域の生態系や自然の保全などの行動を通じて、持続的発展が可能な社会の構築を目指すこととしています。

こうした国や県の環境政策の方向性などを踏まえ、本市においても第六次天童市総合計画後期計画において環境問題への対応として、「緑ある住みよい環境のまちづくり」を目標に「省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの導入促進」や「循環型社会の構築」を重点施策として、具体的には、廃棄物の適正な処理や環境への負荷の少ない社会の形成、環境共生社会の実現に向けた活動推進、多様な自然環境の保全などに取り組むこととしています。

3 各種リサイクル法の施行

循環型社会の推進のための各種リサイクル法が、次々に施行されています。

- ・ 使用済自動車の再生資源化などに関する法律（自動車リサイクル法）

平成 14 年制定、平成 17 年施行、平成 26 年改正

使用済自動車から資源をリサイクルして環境問題への対応を図ろうとするもので、車の所有者がリサイクル料金を負担して、自動車メーカーがリサイクルするものです。

改正によって、再資源化することが求められている事前回収物品（鉛蓄電池、タイヤ、廃油、廃液及び室内照明用の蛍光灯）に、リチウムイオン電池とニッケル・水素電池が追加されています。

- ・使用済小型電子機器などの再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）

平成 24 年制定、平成 25 年施行

使用済小型家電に含まれている金属その他の資源が、回収されずに破棄されている状況に鑑み、使用済小型電子機器などの再資源化を促進するため、小型家電リサイクル制度が始まりました。

4 見直しの方針

第二次天童市環境基本計画において、目標達成に向けた施策の推進について、平成 27 年度までの実績を踏まえ、平成 29 年度から 5 年間の計画を見直します。

なお、本市の目指す環境像と環境目標、施策の推進方針などの基本部分は継承します。



第2章 重点施策 ～天までとどけ ごみ減量の10DOプラン～

ごみはらない運動

① マイバッグ持参運動の推進

【実施状況】

マイバッグ持参運動の推進は、買い物にマイバッグを持参することで、レジ袋をもらわずに環境への負荷を減らし、家庭ごみの多くを占める容器包装廃棄物を減らすことに効果を挙げています。

市民に対するマイバッグ持参運動の推進に合わせて、平成20年から市内スーパー7社でレジ袋無料配布の中止に取り組んできました。平成26年からは、協賛事業者が8社となり、市民と事業者による容器包装廃棄物の減量化を推進しています。

また、市内で開催されるイベントなどで、エコ展の開催やチラシ、ポケットティッシュの配布により、マイバッグ持参運動の啓発活動を行っています。

レジ袋辞退率の推移

年 度	事業所数	全体の辞退率
平成24年度	7社	88.0%
平成25年度	7社	87.8%
平成26年度	8社	87.5%
平成27年度	8社	87.6%

【今後の取組】

マイバッグ持参運動を引き続き推進するとともに、レジ袋辞退の取組を継続し、スーパー以外の業種に対しても協力を呼び掛け、協賛事業所の拡大を図っていきます。

② 包装の簡素化運動の展開

【実施状況】

市民と事業者による取組で包装の簡素化運動を展開し、商品の容器や包装を削減し、資源の保全とリサイクルを行っています。

◆

【今後の取組】

包装の簡素化運動を継続し、ごみの減量化とリサイクルを促進します。

③ エコ商品の購入促進

【実施状況】

地球温暖化防止の観点から、商品購入の際、価格や品質などに加えて、環境保全の観点を判断基準に加え、環境負荷の低減につながる商品（エコ商品）の購入を促します。

【今後の取組】

市報、市ホームページなどに啓発記事を掲載し、エコ商品の購入を促進します。

もったいない運動

④ 電気式生ごみ処理機・容器の普及推進

【実施状況】

家庭から排出される生ごみの減量化のため、生ごみ堆肥化容器、電気式生ごみ処理機の普及に取り組んでいます。

電気式生ごみ処理機を購入する世帯に対し、購入金額の 1/3（上限 20,000 円）の補助を行っています。

補助実績

年 度	補助台数	生ごみの推定減少量(累計)
平成 24 年度以前	395 台	213.3 t / 年
平成 25 年度	9 台	218.2 t / 年
平成 26 年度	2 台	219.2 t / 年
平成 27 年度	6 台	222.2 t / 年

◆

【今後の取組】

電気式生ごみ処理機購入費補助を継続し、家庭から排出される可燃ごみの約半分を占める生ごみの減量化を促進します。

⑤ 生活用品再利用の強化

【実施状況】

生活用品の再利用を図り資源の有効活用を推進するため、生活用品が不用になった方と必要とする方とを紹介する「生活用品登録紹介制度」を行っています。

生活用品の登録情報は、市報てんどうお知らせ版（15日号）と市ホームページに毎月掲載し、資源の再利用に努めています。

斡旋実績

年 度	譲 り ま す	譲ってください	成 立 件 数
平成 24 年度	37 件	48 件	36 件
平成 25 年度	51 件	50 件	53 件
平成 26 年度	74 件	71 件	72 件
平成 27 年度	76 件	71 件	79 件

【今後の取組】

生活用品登録紹介制度を継続し、資源の有効活用を推進していきます。

⑥ 資源物の分別・回収の強化

【実施状況】

地域の各種団体などの集団資源回収や市が行う資源物拠点回収事業により、ごみの減量化と再資源化を推進しています。

各種団体による集団資源回収事業については、報奨金を交付し、活動を支援しています。

また、市が行う資源物拠点回収事業については、毎月 第 1 土曜日（1月のみ第 2 土曜日）、市内 4 か所で実施しています。

集団資源回収の実績

年 度	実施団体数	回 収 量			
		ビ ン	金属類	古紙類	古 着
平成 24 年度	119 団体	123,484 本	8,040 kg	1,339 t	52 t
平成 25 年度	122 団体	114,037 本	8,124 kg	1,330 t	51 t
平成 26 年度	119 団体	100,825 本	6,472kg	1,271 t	48 t
平成 27 年度	118 団体	87,562 本	6,120kg	1,162 t	45 t

資源物拠点回収の実績

年 度	回 収 量					
	新聞紙	雑 誌	段ボール	雑がみ	牛乳パック	古 着
平成 24 年度	78 t	45 t	39 t	38 t	-	-
平成 25 年度	82 t	49 t	44 t	40 t	-	-
平成 26 年度	80 t	41 t	42 t	40 t	-	-
平成 27 年度	70 t	38 t	38 t	36 t	0.2 t	4 t

【今後の取組み】

集団資源回収事業への報奨金の交付や資源物拠点回収事業により、資源物の再資源化を推進します。

⑦ 使用済小型家電回収の推進（新たな取組）

【実施状況】

使用済小型家電に含まれている鉄や非鉄類（アルミニウムや銅など）、希少金属（金、銀など）を可能な限りリサイクルするため、資源物拠点回収の実施と専用回収ボックスの設置を進めています。

・資源物拠点回収を実施

市民病院・健康センター駐車場

（平成 27 年 8 月開始、毎月 第 1 土曜日、1 月のみ第 2 土曜日）

- ・専用回収ボックスを設置

市内 6 か所天童市役所、天童市立図書館、天童南部公民館、天童北部公民館、山口公民館、高掬公民館（平成 27 年 9 月設置、開庁・開館時間内）

- ・平成 27 年度の実績 回収量 8.5 t

*平成 28 年度に全市立公民館に専用回収ボックスを設置しています。

【今後の取組】

資源物拠点回収での回収を継続し、さらに、全 13 市立公民館に設置した専用回収ボックスを利用して、資源のリサイクルを推進します。

資源循環型農業の推進

⑧ 畜産ふん尿の堆肥化の促進

【実施状況】

畜産ふん尿の野積みの禁止に伴い、堆肥舎などの整備を進め、畜産ふん尿を資源とした優良堆肥の生産に取り組んでいます。

堆肥舎などの整備状況

年 度	堆肥舎の施設数
平成 24 年度	24 施設
平成 25 年度	22 施設
平成 26 年度	22 施設
平成 27 年度	22 施設

【今後の取組】

継続して畜産ふん尿の堆肥化に取り組み、循環型農業を推進します。

⑨ 農家での堆肥使用の促進

【実施状況】

減農薬・減化学肥料栽培に取り組む特別栽培農産物や、持続性の高い農業生産を促進するエコファーマーの認証を受け、堆肥などの有機肥料を使用した土づくりを促進しています。

年 度	特別栽培農産物の認証件数	エコファーマーの認証件数
平成 24 年度	165 件	509 件
平成 25 年度	167 件	480 件
平成 26 年度	179 件	461 件
平成 27 年度	188 件	367 件

【今後の取組】

引き続き、堆肥などの有機肥料を使用した土づくりを促進します。

⑩ 地産・地消の推進（地場農産物の消費拡大）

【実施状況】

市ホームページによる地産地消・地場産農産物の情報発信、親子農業体験教室、地産地消みそづくり教室、米粉セミナー、ラ・フランススイーツ開発とPRに取り組んでいます。

【今後の取組】

地産地消・地場産農産物の情報発信を行うとともに、親子農業体験教室や地産地消みそづくり教室を開催し、農業者と消費者の相互理解を深め、地産地消を推進します。

※ 廃止となる施策： 「10D Oリサイクルプランの推進」

食品廃棄物を飼料にリサイクルする事業者に対して、実績に応じて報奨金を交付するものでしたが、平成 24 年度で事業が休止となり、新たに取り組む事業者が現れない状況であるため、計画の見直しに当たって、主な施策から廃止するものです。

第3章 施策の展開

施策体系

【基本目標】	【基本施策】	【主な実施施策】
基本目標1 穏やかな暮らし の実現	1-1 廃棄物対策	●事業者への廃棄物減量化計画の策定の支援
		●農業用使用済プラスチックのリサイクル化の推進
		●資源循環型農業の確立
		●資源回収奨励によるごみ減量とリサイクルの推進
		●ごみの不法投棄などの防止活動の推進
		●マイバッグ持参運動の推進などを通じての商品購入段階からのごみ減量
		◎環境にやさしい食生活の推進
	1-2 放射能対策	●空間放射線を定期的に測定
		●測定結果の公表
		●簡易な除染の実施
	1-3 公害の防止	●法律や条例に基づく調査と指導・規制措置の実施
		●広域幹線道路網の整備による渋滞緩和
		●悪臭発生源に対する個別指導
		●河川などの水質監視体制の充実
		●下水道供用区域内の水洗化の促進
		●下水道処理区域外での合併処理浄化槽設置の促進
●低騒音舗装や防音効果のある樹木などの整備		
●地下水の保全		
◎受動喫煙防止対策の推進		
1-4 有害化学物質 対策	●野焼き禁止の指導徹底、規制除外事項へのマナーの徹底	
	●P R T R法（※1）に基づく化学物質排出量などの情報の共有化	
	●低農薬や有機農法による環境保全型農業の促進	
	●アスベスト対策の適切な実施	
	◎小中学校のシックハウス（室内空気汚染）対策の推進	
基本目標2 豊かな緑と水の 保全・活用	2-1 農地・森林の 保全と活用	●農地の持つ多面的機能の維持・向上
		●遊休農地の発生抑制
		●市民ボランティアや地域ぐるみによる森林の育成
		●地域産材の利用促進
	2-2 希少な自然の 保護	●ジャガラモガラやイバラトミヨ生息地及び水晶山のハシドイの保護活動の継続
		●人と野生生物との共生のための方策の検討
		●ホテルやメダカなどの減少の著しい身近な生き物に考慮した環境整備
		●地域のシンボルとなっている樹木・樹林の保護
	2-3 自然との ふれあいの 推進	●自然景観の保全
		●「ふるさと水と土保全基金」の活用などによる農村景観の維持
		●登山道や「クアの道」健康ウォーキングコースの整備
		●天童高原での自然学習・体験活動の促進
		●自然とのふれあいの場を創出する森づくり活動の展開

【基本目標】	【基本施策】	【主な実施施策】
基本目標3 安らぎのある 日常環境の実現	3-1 歴史文化資源 の保存と継承	●文化財巡りコースの活用推進
		●西沼田遺跡公園を体験学習の場や地域の憩いの場として活用を図り、地域振興の拠点を目指す
		●伝統的な祭りや行事の取材・記録、保存・育成のための支援
		●生涯学習サポーターバンクの充実
	3-2 身近な潤いの 創出	●公園・緑地、鎮守の森などを有機的に結びつける緑のネットワークの形成
		●地域バランスを踏まえた緑の空間の整備
		●生け垣補助制度の継続
		●樹木などの保存制度の創設
	3-3 まちなみ景観 の整備	●「天童市都市計画基本方針（都市計画マスタープラン）」による景観形成
		●土地区画整理事業などによる良好な都市環境の整備
		●全地区で実施している花いっぱい運動の充実・拡大
		●空き地、道路緑地帯などの除草による景観の維持
		●定期的清掃による公共の場の美化
		◎空き家対策の推進
	基本目標4 未来に向けた 足もとからの 取組	4-1 地球温暖化 防止への取組
●住宅用太陽光発電システム設置補助事業による普及促進		
●再生可能エネルギーや省エネルギーの普及促進		
●低公害車の普及促進、公用車への率先的導入		
●生活の中での省エネ意識向上への取組		
●公衆街路灯や通学路灯のLED化の推進		
4-2 他の地球環境 問題への取組		●オゾン層、酸性雨などに関する情報収集、情報提供
		●フロン有害性の周知、適切処理の徹底
基本目標5 みんなで学び みんなで参加	5-1 環境学習の 実践	●地域づくり委員会活動の支援
		●ボランティアに関する意識の啓発と参加の促進
		●地域いきいき講座における環境学習の推進
		●環境情報システムの構築による地域環境資源の教材化
		●学校教育活動全体を通じた環境教育の推進
		●事業所のISO14001取得への情報提供などの支援
	5-2 市民・事業 者・行政の協 力・連携体制 の構築	●各種事業計画への市民参加方式の取り入れ
		●地域活動の支援による地域自らの環境づくりの推進
		●関係自治体との協力関係の整備、広域的対応
		●事業者、民間団体との協力関係の構築

「◎」は新規施策を示します。

環境指標と目標値の達成状況

	指 定 項 目	(単位)	計画年度 (平成24年度)	達成状況 (平成27年度)	現在の目標値 (平成33年度)	新たに設定する目標値 (平成33年度)
廃棄物 対策	ごみ総排出量	t	17,989	18,455	12,513	16,983
	可燃ごみの総排出量	t	16,281	16,827	11,346	15,399
	1人1日当たりのごみ排出量	g	791	814	552	808
	拠点・集団資源回収量	t	1,687	1,460	2,055	1,762
	リサイクル率	%	15.08%	13.84%	20.00%	15.00%
公害の 防止	大気汚染物質濃度					
	・二酸化窒素	ppm(年平均値)	0.032	0.007	0.025	
	・浮遊粒子状物質	mg/m ³ (年平均値)	0.041	0.015	0.05	
	河川水質(倉津川のBOD)	mg/l(75%値)	1.9	0.8	2.0 (A型類型の環境基準)	
	河川水質(倉津川の水質階級)		I ~ III	I ~ II	I ~ II	
	生活雑排水処理率	%	87.80%	89.63%	90.00%	
	下水道普及率	%	98.40%	98.59%	99%	
有害化学 物質対策	ダイオキシン類濃度(大気)	pg-TEQ/Nm ³	-	-	0.037	
	ダイオキシン類濃度(土壌)	pg-TEQ/Nm ³	-	-	0.051~1.8	
農地・ 森林の 保全と 活用	農用地面積	ha	3,532	3,508	3,322	
	遊休農地	ha	21.0	18.9	25	
	森林面積	ha	3,831	3,831	3,831	3,777
	人工林率	%	37.60%	37.44%	37.60%	37.97%
身近な 潤いの 創出	1人当たりの都市公園面積	m ²	16.0	16.1	15.6	17.1
	市道の植樹面積	m ²	17,291	17,838	17,348	18,000
	生垣設置補助延長	m	8,914	9,093	10,450	10,000
地球温 暖化防 止への 取組	公共施設における再生可能 エネルギー利用件数	件	8	16	33	
	住宅用太陽光発電システム 設置件数	件	212	521	613	
	公用車における低公害車数	台	43(41.7%)	44(42.0%)	90(87.4%)	70(70.0%)
	市施設における二酸化炭素 排出量	t-CO ₂	4,236	4,245	8,284	4,195
環境学 習の実 践	地域いきいき講座の 環境講座数	講座	4	4	5	
	親子ふれあい環境教室	回数	3	3	3	

基本目標 1 穏やかな暮らしの実現

1-1 廃棄物対策

● 事業者への廃棄物減量化計画の策定の支援

【実施状況】

計画前半における取組の実績はありません。

【今後の取組】

事業系ごみの減量を図るため、多量排出事業所と減量化方策について協議を行い、事業所が減量を実践できるよう支援を行います。また、必要に応じて計画策定の指導を行います。

● 農業用使用済プラスチックのリサイクル化の推進

【実施状況】

施設栽培の進展とともに、大量のビニールや農薬空瓶が排出される中で、その適正な処理を促進するため、農業用使用済プラスチックなどの回収を行っています。

天童市農業用使用済プラスチック適正処理推進協議会を設立し、年2回、天童市農協・販売業者と協働で、市内の全農家に回収日のチラシなどを配布しながら、全量回収に向け取り組んでいます。

回収した使用済プラスチックは、プラスチック製品にリサイクルされています。

- ・回収実施：7月（1回目）、11月（2回目）

【今後の取組】

農業用使用済プラスチックなどの回収を継続し、法令遵守の啓発と適正処理を推進します。

● 資源循環型農業の確立

【実施状況】

畜産業から排出される畜産ふん尿を資源とした優良堆肥の生産に取り組むとともに、農家はその堆肥を活用して農作物を生産しています。

堆肥と稲わらの交換を継続するとともに、飼料用作物や飼料用米の作付けや利用の拡大による耕畜連携を進め、資源循環型農業を推進します。

【今後の取組】

畜産農家による優良堆肥の生産を継続し、耕種農家の堆肥施用を進めるとともに、飼料用米などの作付け及び利用拡大により資源循環型農業を推進します。

● 資源回収奨励によるごみ減量とリサイクルの推進

【実施状況】

近年は、古紙類の買取り価格上昇に伴い、地域での集団資源回収以外でも、民間事業者による古紙回収が多く実施され、市民のリサイクル意識は高まっています。

【今後の取組】

今後も、古紙類を安易にごみとして排出することなく、資源回収の利用を推進することにより、ごみ減量と再生資源としてのリサイクルを進めます。

また、資源回収実施団体及び資源回収業者への報奨金支給制度や、資源物拠点回収事業を継続することにより、雑がみ回収などの周知を図ります。

● ごみの不法投棄などの防止活動の推進

【実施状況】

一部の心ない人による、ごみの不法投棄や空き缶などのポイ捨て、犬のふん害などが増加しています。これらの行為の防止と、不法投棄物の撤去や費用負担が課題となっています。

【今後の取組】

看板やのぼり旗の設置による不法投棄などの防止呼び掛けを実施するとともに、警察・県などの行政機関、市環境衛生組合連合会、各地区自治会などと連携して不法投棄防止活動を推進します。

● マイバック持参運動の推進などを通じての商品購入段階からのごみ減量

【実施状況】

買い物の際、マイバックを持参してレジ袋を辞退することにより、ごみの減量化を図っています。

【今後の取組】

「不要なレジ袋はもらわない」、「過剰な包装は断る」運動を継続して、ごみ減量を進めていきます。また、販売店（スーパーマーケットなど）とも協調して、マイバック持参によるごみ減量の拡大を推進します。

◎ 環境にやさしい食生活の推進（新規）

【実施状況】

食生活改善推進員養成講座や各種健康教室、及び地域における食生活改善普及活動を通して、環境問題に取り組んでいます。

塩分や油脂の使用を控え、油分を拭き取ってから洗うなど、水を汚さない工夫に加え、合理的で適切な調理法に配慮するとともに、地産地消を推進し、食べ物を大切にする意識の啓発により食品の無駄や廃棄の軽減を図っています。

また、洗剤や水の使用量を控え、生ごみの水切りやごみの分別の徹底をしています。

【今後の取組】

国の第3次食育推進基本計画の新たな重点課題として、「食の循環や環境を意識した食育の推進」が挙げられており、食の生産から消費までの食の循環の理解、食品ロスの削減などの推進が追加され、さらなる取組が求められていることから、第2次食育推進計画（平成29年度～平成33年度）において食品ロスの削減などの推進を新たに加え、市民への普及啓発を推進します。

1-2 放射能対策

● 空間放射線を定期的に測定

【実施状況】

山形県空間放射線量モニタリング計画に基づき、定期的に測定を行っています。

【今後の取組】

継続して空間放射線量モニタリングの測定を行います。

● 測定結果の公表

【実施状況】

山形県空間放射線量モニタリング計画に基づき、その結果を市ホームページで公表しています。

測定結果 (単位:マイクロシーベルト/時) (※注1)

年度	測定場所	成生小	寺津小	山口小	荒谷小	わくわくランド
平成 24 年度	地上 50cm	0.09	0.11	0.10	0.12	0.10
	地上 1m	0.09	0.11	0.10	0.12	0.09
平成 25 年度	地上 50cm	0.06	0.11	0.08	0.07	0.07
	地上 1m	0.07	0.10	0.08	0.07	0.06
平成 26 年度	地上 50cm	0.07	0.10	0.06	0.09	0.07
	地上 1m	0.06	0.09	0.06	0.09	0.06
平成 27 年度	地上 50cm	0.06	0.07	0.06	0.07	0.06
	地上 1m	0.05	0.07	0.07	0.07	0.05

数値は、各年度の最終値

(※注1) マイクロシーベルト/時
放射線による人体への影響度をあらわす単位。

【今後の取組】

継続して空間放射線量モニタリングの結果の情報提供を行います。

● 簡易な除染の実施

【実施状況】

国の基準では、地表から1mの高さの空間放射線量率が周辺より1マイクロシーベルト/時以上の数値が測定された箇所が検出された場合、軽減対策を実施するとしています。本市では、地表1mもしくは50cmの高さで空間放射線量率が1マイクロシーベルト/時以上の場合に軽減対策を実施しています。

【今後の取組】

軽減対策が必要となった場合、平成23年8月26日に国の原子力災害対策本部が発表したガイドラインに基づき、「まとめて地下に置く方法」で実施します。具体的には、以下の手順で実施します。

- 1 帯水層に達しないよう注意し、除去土壌・汚泥などを保管する穴を設ける。
- 2 除去土壌・汚泥などは耐水性材料などで梱包し、穴に入れる。
- 3 掘り返した土を覆土する。
- 4 覆土後に放射線量を測定し、その後、定期的に測定を続ける。

・側溝の土砂上げの見送りについて

側溝の土砂上げについては、現在、人体に影響のない数値ながら一部地域で民間の廃棄物事業者が受入れる1000ベクレル/kg（※注2）以下の規定値を超えているため、見送りしている状況にあります。

（※注2）ベクレル

ベクレルは放射線を出す能力の量を表す単位。

1-3 公害の防止

● 法律や条例に基づく調査と指導・規制措置の実施

【実施状況】

法律や県の条例に基づく実態調査を行い、指導や規制措置を実施します。

◆

【今後の取組】

近隣の生活環境に関する苦情などについて、相談者と原因者の理解と協力による解決を図ります。

● 広域幹線道路網の整備による渋滞緩和

【実施状況】

広域的な幹線道路の整備を、国、県など関係機関に整備促進を要望し、道路渋滞の解消を図っています。

【今後の取組】

継続路線の早期完成と計画路線の早期着手が課題となっています。市重要事業要望活動を実施し、整備を促進します。

● 悪臭発生源に対する個別指導

【実施状況】

法律や県の条例に基づく実態調査を行い、指導や規制措置を実施しています。

【今後の取組】

悪臭の実態把握を実施し、発生源に対する個別指導を行います。

● 河川などの水質監視体制の充実

【実施状況】

倉津川の上・中流域 5 か所で、毎年（6 月及び 9 月）水質調査を市で実施しており、山形県が倉津川橋下（蔵増北）で毎月水質調査を実施し、水質の監視を行っています。

測定結果

単位：mg/l

年 度		奈良沢 不動尊	貫津橋 付近	津山小 付近	倉津橋 付近	三郷堰 取水口
平成 24 年度	BOD	0.6	1.5	0.9	1.5	1.4
	SS	2.0	6.0	6.0	3.5	4.5

平成 25 年度	BOD	0.5	1.1	1.2	2.8	2.5
	SS	4.0	7.5	7.5	5.0	6.0
平成 26 年度	BOD	0.5	0.8	1.0	1.4	2.1
	SS	1.6	5.9	4.2	5.5	4.3
平成 27 年度	BOD	0.5	0.5	1.0	1.0	1.0
	SS	1.5	4.5	4.5	3.5	5.0

BOD = 河川の汚濁の度合いを示す指標。数値が大きいほど汚濁が進んでいることを示す。水中の有機物質などの汚濁源となる物質が微生物により無機化されるときに消費される酸素量 (mg/l) を表しています。

SS = 河川の汚濁の度合いを示す指標。数値が大きいほど汚濁が進んでいることを示す。動植物プランクトンやその死骸、下水、工場排水などによる有機物や金属の沈殿物などが含まれます。

【今後の取組】

今後も調査を継続し、引き続き河川の水質の監視を行っていきます。

● 下水道供用区域内の水洗化の促進

【実施状況】

下水道の供用開始以来、上下水道展（小・中学生のポスター展示・パネルの展示・花鉢プレゼント・相談コーナーなど）などを行いながら、下水道への理解と早期の水洗化を促進しています。

水洗化率の推移

年 度	水洗化率
平成 24 年度	88.2%
平成 25 年度	89.2%
平成 26 年度	89.4%
平成 27 年度	89.8%

昭和 48 年から、下水道事業の普及促進を図るために、既設の汲み取り便所を水洗便所に改造する工事及び排水設備工事を行う場合、改造工事などの資金の融資斡旋及び利子の補給を行う事業を実施しています。

利用実績

年 度	利用実績
平成 24 年度	5 件 (5,200 千円)
平成 25 年度	6 件 (5,120 千円)
平成 26 年度	11 件 (9,740 千円)
平成 27 年度	4 件 (4,320 千円)

【今後の取組】

周辺集落部の水洗化を促進するため、今後とも文書や個別訪問などにより下水道への理解と早期の水洗化を促進します。

● 下水道処理区域外での合併処理浄化槽設置の促進

【実施状況】

生活雑排水による水質汚濁を防止するため、下水道処理区域外にある住宅などで合併処理浄化槽を設置する場合に、国と県、市で補助を行っています。

補助実績

年 度	補助実績
平成 24 年度	2 件 (1661 千円)
平成 25 年度	2 件 (1741 千円)
平成 26 年度	1 件 (895 千円)
平成 27 年度	1 件 (895 千円)

【今後の取組】

今後も、合併処理浄化槽の設置補助制度を継続し、生活雑排水による水質汚濁防止に努め、合併処理浄化槽の設置を促進します。

● 低騒音舗装や防音効果のある樹木などの整備

【実施状況】

都市計画道路及び土地区画整理事業地内の道路整備において、排水性（低騒音）舗装を実施しています。芳賀土地区画整理事業地内、都市計画道路天童山形空港線は、平成 27 年度に整備を完了しました。

【今後の取組】

街路樹の種類については、防音効果と維持管理のバランスを考慮して選定する必要があります。土地区画整理事業や街路事業で施工する幹線街路の舗装については、交通安全と低騒音に優れた排水性（低騒音）舗装に努めていきます。

● 地下水の保全

【実施状況】

地下水の汲み上げなどによる地盤沈下の状況を把握するため、市内 34 地点において、隔年で水準測量を実施しています。また、地下水位及び地盤沈下の状況を把握するため、市内 2 か所に地下水観測井戸、1 か所に地盤沈下計を設置し、観測業務を行っています。

地下水の適正な利用とその涵養を目的として、地下水利用者で組織する団体に負担金を交付し、地下水対策の推進に努めています。

また、雨水浸透施設を設置する場合、雨水浸透施設設置補助金を交付しています。

（対象地区：北目地区、温泉地区、長岡地区）

地下水の汚染に関しては、県や関係する市とともに硝酸性窒素対策連絡調整会議を設置し、原因の究明と対策の実施について協議・検討を行い、平成 27 年度には硝酸性窒素削減対策計画における目標値を達成しています。

【今後の取組】

地盤沈下や地下水位の状況について、定期的な観測を継続し、実態の把握に努めていきます。さらに、天童市地下水利用対策協議会と一体となって、地下水の適正利用の啓発を推進するとともに、「逆井戸」の保全などにより、地下水の涵養に努めます。

また、地下水の汚染水質改善については、長期的な対策と監視が必要です。また、農作物への適切な施肥を指導していきます。

◎ 受動喫煙防止対策の推進（新規）

【実施状況】

平成 15 年 5 月健康増進法の施行により、受動喫煙防止に関する努力義務が明示され、これまで様々な事業を展開してきましたが、さらに対策の推進を図るために、平成 26 年

6月1日に、保健関係行政機関や保健医療団体、商工関係団体、教育関係機関、子育て・市民生活団体、学識経験者などの委員からなる、天童市受動喫煙防止対策検討委員会を設置し、受動喫煙防止対策の効果的な推進、その他受動喫煙防止対策に必要な事項について協議しています。

具体的には、小学校や中学校の児童生徒を対象にした受動喫煙防止講演会の開催や、保護者向けに受動喫煙防止パンフレットを配布、保健医療団体や温泉旅館などには受動喫煙防止の卓上のぼり旗の配布やポスターの掲示などを通じた啓発活動を行っています。

また、県で実施している「受動喫煙防止宣言」については、全ての市有施設の宣言を集約し参加を図りました。

【今後の取組】

公的施設に比較すると、飲食店や娯楽施設などにおける受動喫煙防止対策が進まない現状があり、さらに受動喫煙防止に関する意識を高めていく必要があるため、関係機関との連携強化を図り、国や県の方向性を踏えた継続的な対策を推進します。

1-4 有害化学物質対策

● 野焼き禁止の指導徹底、規制除外事項へのマナーの徹底

【実施状況】

小型焼却炉に対する規制強化により、家庭用簡易焼却炉は使用できなくなりました。また、農業を営む上で止むを得ないものとして例外的に容認されている稲わら及び剪定枝などの焼却については、あくまでも周辺住民に迷惑を及ぼさないように実施しなければならないことになりました。

【今後の取組】

野焼きについては、今後とも適切に対処するとともに、市民や事業者にごみ焼却禁止の周知を徹底していきます。

剪定枝の焼却についても、周辺住民に迷惑を及ぼさないよう適切に指導を行います。

● P R T R法に基づく化学物質排出量などの情報の共有化

【実施状況】

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（P R T R法）（※注3）は、業者自らが、対象となる化学物質ごとの工場・事業所からの環境への排出量や廃棄物としての移動量を把握して、その結果を行政に報告するもので、市ではそれらを公表することとなっています。

【今後の取組】

P R T R法に基づき、有害性のある化学物質の環境への排出量や廃棄物に含まれる移動量を公表している事業所を紹介し、事業者・市民・行政間情報の共有化を図っていきます。

（※注3）P R T R法

政令で指定された物質を年間1トン（発がん性のある物質は0.5トン）以上取り扱う場合で、要件に合致するものについて、事業者は、物質の排出量、移動量を届け出ることが義務付けられている。

● 低農薬や有機農法による環境保全型農業の推進

【実施状況】

環境にやさしい果樹栽培や減農薬栽培技術を実践するため、天童市農協及び生産組織に対して、性フェロモン剤（※注4）の使用を促進し、また、減農薬・減化学肥料栽培に取り組む特別栽培や有機肥料を活用した有機農業を推進しています。

性フェロモン剤使用面積

年 度	も も	りんご	西洋梨	その他
平成 24 年度	300 アール	700 アール	1,400 アール	400 アール
平成 25 年度	300 アール	600 アール	13 アール	400 アール
平成 26 年度	300 アール	500 アール	320 アール	780 アール
平成 27 年度	25 アール	205 アール	233 アール	—

【今後の取組】

減農薬栽培による環境にやさしい農業を実践するため、天童市農協及び生産組織と連携し、性フェロモン剤の使用を促進します。

また、耕畜連携を促進し、堆肥などの有機質材を使用した土づくりを進めます。

(※注4) 性フェロモン剤

害虫の交尾を阻害し、幼虫の発生密度低下を目的とした交信攪乱剤。

● アスベスト対策の適切な実施

【実施状況】

アスベスト（石綿）は、昭和30年頃から使われ始めましたが、吸い込むと数十年を経て発症する中皮腫や肺がんなどの重篤な病気による健康影響が社会問題となり、製造が順次禁止されるとともに、アスベストを使用した建築物の解体工事に伴う吸い込み防止や一般大気中への飛散防止対策の強化を図る必要があります。

アスベストの飛散を防止するため、アスベストが使用されている建築物又は工作物の解体、改造、補修作業を行う場合に届出及び作業基準の遵守が必要ですが、大気汚染防止法の改正（平成26年6月1日施行）により、飛散防止対策がさらに強化され、人の健康被害を防止することになりました。

建築工事に係る資源の再資源化などに関する法律（建設リサイクル法）により、他の建築廃棄物の再資源化を妨げないように、アスベスト含有建築材料は、原則として他の建築材料に先がけて解体などを行い、分別するとしています。

【今後の取組】

アスベストが使用されている建築物又は工作物の解体、改造、補修作業を行う場合の届出を徹底するよう指導していきます。

アスベストを吸い込んだことに伴う健康被害については、専門医療機関での定期的な健康診断を勧めるとともに、関係機関と連携し対応します。

◎ 小中学校のシックハウス（室内空気汚染）対策の推進（新規）

【実施状況】

普通教室で使用する児童生徒用の机や椅子については、VOC（揮発性有機化合物）対策のものを整備しており、児童生徒用机は新JIS規格へ更新が完了しています。

【今後の取組】

児童生徒用の椅子の更新について、引き続きVOC（揮発性有機化合物）対策の製品を採用していきます。

基本目標 2 豊かな緑と水の保全・活用

2-1 農地・森林の保全と活用

● 農地の持つ多面的機能の維持・向上

【実施状況】

農用地面積は、公共事業や民間開発などにより漸減傾向にありますが、天童市農業基本計画や天童農業振興地域整備計画に基づく計画的な土地利用のもと、優良農地の確保と効率的な農用地の利用を推進してきました。

平成 26 年度に、第三次天童市農業基本計画を策定し、農業・農村の持つ環境保全機能を始め、多面的な機能の維持向上に努めています。

中山間地域においては、中山間地域など直接支払制度を活用し、耕作放棄地の発生防止と多面的機能の確保を図っています。

また、地域住民を始め多様な主体の参画を得て、地域ぐるみで農地・農業用水などの多面的機能を高める共同活動を行う組織に対して、多面的機能交付金を活用した支援を実施し、農業が本来有する自然循環機能の維持・増進を図っています。

【今後の取組】

農用地は、水資源の涵養や二酸化炭素の吸収、多様な生物の生息地などとして、多面的な環境保全機能を有しています。今後も、第三次天童市農業基本計画や天童農業振興地域整備計画に基づく計画的な土地利用のもと、優良農地の確保と効率的な農用地の利用を推進します。

● 遊休農地の発生抑制

【実施状況】

毎年、7 月から 8 月に市内全域の遊休農地実態調査を農業委員と地元農業関係団体などで実施しています。各地域の課題として捉えて遊休農地の解消に努めていますが、農業従事者の高齢化や後継者不足などにより、遊休農地は増加しています。

しかし、農業委員を始め地域の農業関係団体の協力や市単独事業を活用し、遊休化の抑制に努めています。

【助成事業の実績】

助成事業：伐根・整地費 80,000 円／10 a を限度に助成。中山間は 100,000 円を限度に助成。

年 度	遊休農地解消面積	新規農地面積	市遊休農地総面積
平成 24 年度	3.9 ha	3.8 ha	21.0 ha
平成 25 年度	3.4 ha	6.3 ha	23.9 ha
平成 26 年度	5.1 ha	2.5 ha	21.3 ha
平成 27 年度	4.3 ha	1.9 ha	18.9 ha

【今後の取組】

市内全域の遊休農地実態調査を継続して実施し、各地域において、地元農業委員と農業団体などで遊休農地を把握します。

遊休農地については、所有者などへの農地利用意向調査を行い、所有者による農地の自己管理や市遊休農地解消事業を活用することを推進します。

また、遊休化を未然に防ぐために、農地の貸付希望者などの把握と農地の利用調整活動を行います。

● 市民ボランティアや地域ぐるみによる森林の育成

【実施状況】

平成 27 年に村山地域森の感謝祭を開催し、天童高原にオオヤマザクラと広葉樹の植樹を実施しました。

各財産区での出役作業のほか、山形県建築士会天童支部とロータリークラブなどの一般市民も参加して、田麦野地内にある市行造林地の下刈り奉仕を行っています。

山口小学校及び津山小学校で「緑の少年団」が設立され、学校単位や 2 校合同で、募金活動への協力や交流研修会などの活動を行っています。

【今後の取組】

現在取り組んでいる事業を継続し、新たな森林ボランティア団体や緑の少年団の育成強化を図り、地球温暖化防止機能を始めとする種々の公益的機能を持つ森林の大切さについて、啓発を推進し、森林の保全に努めます。

● 地域産材の利用促進

【実施状況】

里山の森林地域では無計画な伐採を防ぐとともに、再生林の促進を図って、森林の公益的機能が発揮されるように努めています。

【今後の取組】

間伐材を含めた地域産材の利用を促進し、「植える」、「育てる」、「使う」というサイクルの中で循環利用し、森林の多面的機能が発揮されるよう図ります。

2-2 希少な自然の保護

● ジャガラモガラやイバラトミヨ生息地及び水晶山のハシドイの保護活動の継続

【実施状況】

ジャガラモガラに関しては、上貫津の住民の手で長年にわたって保護活動が行われてきました。現在も上貫津青壮年会により、毎年3回、植生を保護するための活動が継続されています。

高木や大清水地内のイバラトミヨについては、高木イバラトミヨ保存会と大清水イバラトミヨ保存会が生息環境の整備と保護活動を行っています。渇水対策として、平成12年度と平成22年度に、高木地区の第1ひょうたん池に揚水ポンプを設置しました。高木イバラトミヨ保存会と大清水イバラトミヨ保存会では学習会を毎年実施しており、地域を挙げてのイバラトミヨ生息地の保護活動を活発に展開しています。

また、風穴があり絶滅危惧種に指定されているハシドイが群生している水晶山の一角を平成27年度に「水晶山の風穴群とハシドイの群落」として、市の天然記念物に指定しました。水晶山のハシドイについても、山口地域づくり委員会水晶山に親しむ部会と天童市

野草と親しむ会が協力し、年間をとおした見守り活動を行いながら、保護活動を行っています。さらに、田麦野地域づくり委員会では、モリアオガエルの観察を行っています。

【今後の取組】

ジャガラモガラ及び水晶山のハシドイに関しては、引き続き、地元の関係団体の協力のもとに植生保護を行っています。

イバラトミヨについても、高木イバラトミヨ保存会と大清水イバラトミヨ保存会が行っている生息環境の整備や子どもたちを対象とした学習会の開催、田麦野地域づくり委員会が観察を行っているモリアオガエルなどの保護活動を支援していきます。また、その他の希少な生物についても保護に努めていきます。

● 人と野生生物との共生のための方策の検討

【実施状況】

野生生物による食害が発生しており、その対策が必要となっています。

鳥獣などの野生生物による被害防止対策を効果的に推進するため、平成 24 年 3 月に鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（鳥獣被害防止特措法）が改正されました。

これにより、市が行う被害防止施策のみでは対象鳥獣による被害を十分に防止することが困難であると認める場合は、県に対して必要な措置を講ずるよう要請することが可能となりました。

【今後の取組】

鳥獣被害は農業者の営農意欲を低下させるなどにより、耕作放棄地を増加させる一因となっていますが、耕作放棄地の増加が更なる鳥獣被害を招くという悪循環を生じさせており、被害額として数字に表れる以上に農村の暮らしに深刻な影響を及ぼしています。

クマやイノシシなどの鳥獣による食害の対策を講じながら、人と野生生物との共生のための方策を検討していきます。

● ホタルやメダカなどの減少の著しい身近な生き物に考慮した環境整備

【実施状況】

天童市田園環境整備マスタープランを策定し、農村地域における環境保全の基本方針と施策を定めています。

山口小学校では、子供たちと地域住民の協力でビオトープ（自然観察池）を造成し、総合的学習や理科の学習などに活用しています。また、高掬小学校ほか市内の小学校でも、宇宙メダカのふ化・飼育を行っています。

成生小学校及び天童北部小学校では、地域づくり委員会の協力のもと、毎年、押切川にサケの稚魚を放流するとともに、サケの受精卵を子どもたちが孵化・飼育する取組も行っています。また、成生小学校では、遡上するサケの観察会も実施しています。

【今後の取組】

今後とも環境情報協議会を開催して、各方面からの意見を聴取し、これらの生物や環境に配慮した整備を行うよう、土地改良事業整備計画への反映に努めていきます。

● 地域のシンボルとなっている樹木・樹林の保護

【実施状況】

樹木・樹林について、「成生薬師神社のケヤキ林」、「久野本熊野神社の大ケヤキ」など13か所が市指定天然記念物に指定されています。平成21年度には、舞鶴山の「エドヒガン」が新たに指定されました。指定天然記念物である樹木の管理は、所有者や管理者、地域住民（保護団体）が行っています。

【今後の取組】

近年、松くい虫による被害や樹齢が長い樹木の樹勢の衰えが発生しており、それらに対する保全対策が必要になっています。地域のシンボルとなっている樹木などを可能な限り後世に残すため、必要に応じて所有者や管理者、地域住民（保護団体）による保全活動に対して支援を行います。

2-3 自然とのふれあいの推進

● 自然景観の保全

【実施状況】

景観の形成・保全については、平成26年に策定した天童市都市計画基本方針（都市計画マスタープラン）の中に盛り込まれた、景観形成に係る各種施策を実施しています。

【今後の取組】

天童市都市計画基本方針（都市計画マスタープラン）に基づき、市街地や田園集落の景観の創造を始め、豊かな自然や地域の特性を生かしながら、眺望や自然、歴史的な集落などの景観の保全に努めていきます。

● 「ふるさと水と土保全基金」の活用などによる農村景観の維持

【実施状況】

平成7年度に、国・県・市で1千万円の「ふるさと水と土保全基金」を創設しました。

基金の果実について、一般会計（中山間地域の活性化に要する経費）に繰り入れし、農村地域の活性化に資する事業の費用として活用しています。

【今後の取組】

今後は、中・長期的な計画のもと、基金を活用しながら、農村地域の活性化に資する事業を行っていきます。

● 登山道や「クアの道」健康ウォーキングコースの整備

【実施状況】

市内の登山道の刈払いを地域の団体に依頼して実施しています。また、「クアの道」健康ウォーキングコース（3コース）を設置して、市民や観光客を対象に楽しく快適に歩行して健康増進を図る取組を行っています。

【今後の取組】

今後も、登山道の整備を行うとともに、クアオルト事業については、天童温泉の各旅館や公共施設などにマップを配置して、観光客や市民に広く紹介し、「クアの道」健康ウォーキングによる自然と歴史に触れ合う機会を提供していきます。

● 天童高原での自然学習・体験活動の促進

【実施状況】

天童高原施設は、自然とのふれあい活動の中心の場として位置付け、登山者、キャンプ場周辺施設利用者など様々な来場者のニーズにあった環境整備を計画的に推進し、来場者が自然を満喫できるよう、自然学習や体験活動の促進を図ります。

天童高原キャンプ場周辺の来場者数

年 度	来場者数
平成 24 年度	11,100 人
平成 25 年度	16,088 人
平成 26 年度	20,839 人
平成 27 年度	20,723 人

【今後の取組】

天童高原施設の管理運営については、平成 26 年度から指定管理者である N P O 天童高原に委託しており、民間企業のノウハウを生かした新たな発想により、自然に親しむ様々な自主事業を展開し、施設の利用者は増加傾向にあります。

また、平成 28 年度に、やまがた絆の森（モンテディオ山形・未来の森）協定を結び、四季折々に開催する各種イベントの中で、森づくり活動を取り入れていく予定です。これまで以上に、安全、安心に利用できる施設の維持管理に努め、来場者が自然とふれあえるよう充実を図っていきます。

● 自然とのふれあいの場を創出する森づくり活動の展開

【実施状況】

天童市森林情報館もり～な天童は、地域木材の利用及び森林整備の促進を図るため、森林・林業教育パネルを常設展示しています。

さらに、村山地域の森林コーナーを設けて、様々な視点から森林・林業への関心の喚起に努めています。

【入館者数実績】

年度	入館者数
平成 24 年度	118,726 人
平成 25 年度	112,001 人
平成 26 年度	120,879 人
平成 27 年度	135,873 人

【今後の取組】

森林環境保全意識の醸成と森林情報の発信のため、森林・林業関係機関と連携し、各種体験教室を随時開催しながら、自然とのふれあいを創出していきます。

基本目標 3 安らぎのある日常環境の実現

3-1 歴史文化資源の保存と継承

● 文化財巡りコースの活用推進

【実施状況】

天童郷土研究会との共催で、毎年、市内の文化財や史跡を巡る歴史探訪講座を実施しています。

また、中世の山城であり、愛宕神社などの文化財も所在する舞鶴山を巡るコースと、1300年以上の歴史を誇り国指定重要文化財がある若松寺の境内を巡るコース整備して「クアの道」健康ウォーキングを実施しています。

【今後の取組】

引き続き、各地域の文化財や史跡を巡る歴史探訪講座を実施し、身近な文化や歴史に触れる機会を提供します。さらに、市内の国・県・市の指定及び登録文化財や文化財を巡るモデルコースを紹介するパンフレット・マップを作成し、市内の貴重な文化財を市内外に広く広報するとともに、文化財の保存と継承に努めます。

● 西沼田遺跡公園を体験学習の場や地域の憩いの場として活用を図り、地域振興の拠点を目指す

【実施状況】

西沼田遺跡を将来に向けて保存し、市民や来訪者が遺跡に親しむため、古墳時代の農業や自然利用、生活の実態に触れ、体験できる場として、平成 14 年度から平成 19 年度にかけて、ガイダンス施設や復元建物などを整備し、平成 20 年に遺跡公園として開園しました。西沼田遺跡公園の指定管理者である N P O 西沼田サポーターズ・ネットワークと連携し、企画展示や歴史講座、体験学習などを実施しています。

【今後の取組】

指定管理者と連携し、西沼田遺跡公園の適切な環境を維持するとともに、経年劣化などにより老朽化した復元建物などの施設の補修を計画的に行っていきます。また、今後とも、魅力ある企画展示や歴史講座、体験学習、イベントなど、市内外の多くの人が遺跡公園に親しめるような事業を展開し情報発信を進めます。さらに、学校や地域と連携し、校外学習やクラブ活動などを積極的に受け入れ、利用者数の増加を図り、地域の歴史を体感することができる遺跡公園として、歴史文化資源の保存と継承に努めます。

● 伝統的な祭りや行事の取材・記録、保存・育成のための支援

【実施状況】

各種伝統芸能団体に、山形ふるさと塾や天童市文化団体協議会を通して活動支援を行っています。

各種伝統芸能団体の主な活動実績

団体名	実施内容
高掬聖霊菩提 獅子踊保存会	山形県スポーツレクリエーション大会開会式のアトラクションとして、踊りを披露しました。
天童南部小学校 維新軍楽隊	天童市民芸術祭第50回記念事業「てんどうアートフェスティバル」で舞台発表を行いました。
高掬小学校 獅子踊り	運動会及び地区敬老会の際に、新規に更新した道具を用いて地区民に発表を行いました。
津山小学校 湯の上太鼓	天童ラ・フランスマラソン2015で発表を行い、参加したランナーを応援しました。

【今後の取組】

今後も、地域の伝統芸能などの発表の場を提供し、保存と育成を支援していきます。

● 生涯学習サポーターバンクの充実

【実施状況】

平成17年度から市ホームページに、天童市生涯学習サポーターバンクを開設しています。これは、市民から活動分野ごとに指導者として登録してもらい、市民の学習活動の際に、講師・指導者として活躍してもらうものです。

【今後の取組】

今後、生涯学習サポーターの登録者を増やしていくとともに、市民の学習活動の際の活用を推進し、歴史文化資源の保存と継承に努めます。

3-2 身近な潤いの創出

● 公園・緑地・鎮守の森などを有機的に結び付ける緑のネットワークの形成

【実施状況】

本市のシンボルである出羽の三森の歴史的・自然的特性を活かし、「観光及びレクリエーションの森」、「憩いと体験の森」、「自然と生き物の森」として整備及び保全を進めています。

【今後の取組】

天童市都市計画基本方針（都市計画マスタープラン）に基づいて整備を行い、緑のネットワークの形成に努めます。

また、天童古城や八幡山古戦場などの歴史的遺産の保存と継承に努めます。

● 地域バランスを踏まえた緑の空間の整備

【実施状況】

緑地の保全や緑化の推進などについては、天童市都市計画基本方針（都市計画マスタープラン）に方針を定めています。

市では平成 26 年に天童市都市計画基本方針（都市計画マスタープラン）を策定しており、緑地の保全や緑化の推進などに努めるほか、大規模な開発などを行う際には、地区計画の制度を利用するなど、良好な景観形成に努めています。

【今後の取組】

平成 26 年度に策定された農村集落部などにおける公園整備の基本方針と整合性を図りながら、今後の集落公園整備や天童公園整備を見据え、緑の基本計画の策定に向けて調査・研究を進めます。

● 生け垣補助制度の継続

【実施状況】

昭和 63 年度から、生け垣設置補助事業を実施しています。内容は、道路や公共施設などに面した部分を含む延長 3m 以上の生け垣を設置する場合、樹木購入費の 1/2 以内の額

で5万円を上限として補助金を交付するものです。市報掲載、市みどり環境フェア、市の窓口での相談や地区計画の届出時にPRを行っています。

補助実績

年 度	件 数	延 長
平成 24 年度以前	425 件	8,913.8m
平成 25 年度	2 件	36.8m
平成 26 年度	9 件	99.2m
平成 27 年度	2 件	43.0m
計	438 件	9,092.8m

【今後の取組】

住宅地の緑化を推進するため、生け垣設置補助事業を継続していきます。

また、地区計画の制度などにより、生け垣の推進や塀、フェンスの制限などを設け、良好な景観形成を推進していきます。

● 樹木などの保存制度の創設

【実施状況】

樹木などの保存制度は、秩序ある市街地の形成や良好な都市景観の維持に大きな役割を果たす樹林地や美観的に優れた樹木などを保全するもので、保存制度について、他市の実施状況などの資料収集を行っています。

【今後の取組】

樹木などの保存制度については、緑の基本計画の策定に合わせて検討していきます。

緑の基本計画は、市町村が、緑地の保全や緑化の推進に関することを定める基本計画で、緑地の保全及び緑化の推進を総合的、計画的に実施するものです。

● 自然との共生に留意した水辺の環境づくり

【実施状況】

「きれいな川で住みよいふるさと」運動として、7月（第1日曜日）と9月（第2日曜日）を基準日に、市民の協力を得て、河川敷などの草刈りやごみ拾いなどの清掃活動を実施しています。

【今後の取組】

「きれいな川で住みよいふるさと」運動を推進し、水辺の環境づくりを継続して実施していきます。

3-3 まちなみ景観の整備

● 「天童市都市計画基本方針（都市計画マスタープラン）」による景観形成

【実施状況】

天童市都市計画基本方針（都市計画マスタープラン）を平成26年3月に策定しました。同基本方針では、「まとまりのある街並み景観の創造」、「眺望景観の確保」、「歴史的集落景観の演出」を柱に景観に配慮したまちづくりを推進しています。

【今後の取組】

平成15年3月に策定した天童市都市景観形成基本計画、平成26年3月に策定した天童市都市計画基本方針（都市計画マスタープラン）に基づき、大規模な開発などを行う際には、地区計画の制度を活用するなど、良好な景観形成に努めていきます。

また、山形県景観条例に基づき、広域的に調和の取れた景観を保全、形成していきます。

● 土地区画整理事業などによる良好な都市環境の整備

【実施状況】

芳賀土地区画整理事業地内においては、歩道の植栽や雨水の地下浸透、バリアフリーなどに配慮した整備と、緑の中で遊び、体を動かし、憩える、多様な世代が心と身体の健康づくりができる公園を創出しています。

また、地区計画によって建築物や土地利用の混在化を防ぎ、統一感のある良好な市街地形成を推進しています。

さらに、都市計画決定された5か所の公園のうち、街区公園2か所の整備が完了し、今後も公園の整備を進めています。

【今後の取組】

都市計画決定された5か所の都市公園については、平成29年度までに順次供用開始を予定しています。また、芳賀土地区画整理組合において約7,460㎡の緑地整備を計画しており、平成29年度中に整備を完了する予定です。

● 全地区で実施している花いっぱい運動の充実・拡大

【実施状況】

環境美化意識の高揚を図り、美しいまちづくりを推進するため、市内各地で花いっぱい運動を推進しています。各団体が自主的に花苗の植え付けや水の管理などを行っており、8月にコンクールを実施し、10月に表彰式、12月に花いっぱいコンクール写真展を開催しています。

花いっぱい運動参加団体

年 度	参加団体
平成 24 年度	55 団体
平成 25 年度	52 団体
平成 26 年度	55 団体
平成 27 年度	54 団体

【今後の取組】

今後も、花の苗の提供（サルビア、ベゴニア、ニチニチソウ、マリーゴールド）とそれらを生かした花壇づくりについて支援し、花いっぱい運動の充実・拡大を図り、環境美化を推進します。

● 空き地、道路緑地帯などの除草による景観の維持

【実施状況】

空き地について雑草などの苦情申立があった場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）第5条に基づき、文書で指導しています。

街路樹の剪定については、造園業者や建設業者に業務を委託し、維持管理を行っていますが、適時除草による良好な景観の維持が難しい状況にあります。

年 度	指導件数
平成 24 年度	10 件
平成 25 年度	10 件
平成 26 年度	18 件
平成 27 年度	10 件

【今後の取組】

近年、空き家の不適切な管理やアメシロの発生などに関する苦情が増加しています。今後とも、空き地・空き家の所有者に対して、適切な管理を指導していきます。

道路緑地帯などの管理に関しては、地域の町内会、団体などの協力を得ながら、適正管理と環境美化に努めていきます。

● 定期的清掃による公共の場の美化

【実施状況】

定期的に清掃業者に委託することにより、公共の場の美化に努めています。

- ・ 毎日清掃を行う：天童駅自由通路、駅前、駅西広場
- ・ 隔日清掃を行う：長岡地下歩道
- ・ 月1回清掃を行う：西原、柏木、南小畑地下歩道

【今後の取組】

引き続き、定期的な清掃業務を行い、公共の場の美化を図ります。

◆

◎ **空き家対策の推進（新規）**

【実施状況】

空き家となる住宅を増やさないために「空き家バンク」への登録を推進し、環境衛生の維持に努めています。

【今後の取組】

空き家バンクの有効活用を図るとともに、空き家の適切な維持管理について、所有者への指導を図ります。

基本目標4 未来に向けた足もとからの取組

4-1 地球温暖化防止への取組

● 再生可能エネルギーの調査・研究、公共施設への導入推進

【実施状況】

防災拠点となる公共施設を中心に太陽光発電システム及び蓄電池設備を設置しています。

導入実績

年 度	導 入 施 設
平成 24 年度	市消防本部に 10kw のパネル及び 15kwh の蓄電池を導入。
平成 25 年度	市総合福祉センターに 30kw のパネル及び 15kwh の蓄電池を導入。
平成 26 年度	市スポーツセンターに 30kw のパネル及び 15kwh の蓄電池を導入。
平成 27 年度	市庁舎に 30kw のパネル及び 15kwh の蓄電池を導入。市立公民館 3 館（成生、蔵増、高掬）に 15kw のパネル及び 15kwh の蓄電池を導入。

【今後の取組】

今後も、再生可能エネルギーの調査・研究を行いながら、公共施設への太陽光発電システム導入を推進していきます。

● 住宅用太陽光発電システム設置補助事業による普及促進

【実施状況】

地球温暖化の防止を促進するため、市内に住宅用太陽光発電システムを設置する方に対し、補助金を交付しています。（1kw あたり 30,000 円×4kw 上限）

補助実績

年 度	補助件数
平成 24 年度	96 件
平成 25 年度	144 件
平成 26 年度	79 件
平成 27 年度	86 件

【今後の取組】

地球温暖化防止と再生可能エネルギー導入をさらに推進するため、今後も事業を継続して住宅用太陽光システムの普及促進を図ります。

● 再生可能エネルギーや省エネルギーの普及促進

【実施状況】

東根市外二市一町共立衛生処理組合（クリーンピア共立）で廃食用油を回収し、ディーゼル車向けの植物性軽油代替燃料（BDF）を製造し、し尿処理収集車と広報車に使用しています。

また、ソーラーカーやソーラーライトなどの工作教室の開催や、いきいき講座による環境メニューの出前講座の実施など、エネルギー問題について勉強する機会を提供しています。

【今後の取組】

廃食用油の回収に関しては、市民への周知が十分には浸透していないため、啓発活動を強化し、廃食用油の回収の拡大を図ります。

工作教室、温暖化防止の環境講座などを継続して実施し、子どもたちが地球温暖化と新エネルギーについて学習する機会を提供します。

● 低公害車の普及促進、公用車への率先的導入

【実施状況】

低排出ガス車（軽自動車を含む）及びハイブリッド車などの低公害車の配備を進めています。

【今後の取組】

今後も計画的・積極的に低公害車の導入を図ります。

● 生活の中での省エネ意識向上への取組

【実施状況】

市報などにより、地球温暖化防止と再生可能エネルギー導入の重要性を啓発しています。

市では、「やまがた夏・冬のエコスタイルキャンペーン」に参加し、率先してクールビズやウォームビズを実践しています。

【今後の取組】

省エネやエコライフについて、今後も、各種講座や広報による啓発に取り組み、生活習慣の改善を図っていきます。本市の地球温暖化防止対策を協議・実践するための組織である天童市地球温暖化対策協議会を開催し、地球温暖化の学習や防止対策についての啓発活動などを行います。

● 公衆街路灯や通学路灯のLED化の推進

【実施状況】

市内の公衆街路灯及び通学路灯について、省エネルギーの推進及び二酸化炭素排出の削減を図り、地球温暖化対策に寄与するためLED灯への交換を推進しています。

平成27年までに、市内の公衆街路灯全4,805灯のうち4,774灯(99.4%)、通学路灯全586灯のうち571灯(97.4%)をLED灯に交換しました。

市内公衆街路灯のLED灯数

年度	灯数
平成24年度以前	472灯
平成25年度	839灯
平成26年度	1,792灯
平成27年度	1,671灯
計	4,774灯

市内通学路灯のLED灯数

年度	灯数
平成24年度以前	33灯
平成25年度	176灯
平成26年度	226灯
平成27年度	136灯
計	571灯

【今後の取組】

公衆街路灯については、平成 28 年度末までに市内全ての照明の L E D 灯への交換が完了しました。

今後、新規設置する公衆街路灯についても、L E D 灯の設置を推進し、長寿命化、節電、省エネルギーの推進及び二酸化炭素排出の削減を図り、地球温暖化対策に努めます。

通学路灯についても、照明が不足している箇所への L E D 灯の増設、L E D 灯による更新で対応します。

4 - 2 他の地球環境問題への取組

● オゾン層、酸性雨などに関する情報収集、情報提供

【実施状況】

フロンガスなどが原因でオゾン層が破壊され、紫外線などによる健康被害が懸念されています。また、主に大陸で排出される硫黄酸化物が原因の酸性雨は、日本海側を中心に観測されており、植物や水生生物を始め、建物や文化財などへの影響が指摘されています。

市では酸性雪について、毎年、市スポーツセンター敷地内で調査を実施しています。測定値は、p h 4.7~5.3 で推移しており、過去 4 年の平均値は p h 4.95 になっています。

(p h 5.6 以下が酸性雨)

測定結果

年 度	測定値
平成 24 年度	p h 4.7
平成 25 年度	p h 4.8
平成 26 年度	p h 5.3
平成 27 年度	p h 5.0

【今後の取組】

酸性雪の調査を継続し、実態把握に努めます。

● フロンの有害性の周知、適切処理の徹底

【実施状況】

環境省などで作成している啓発ポスターを市関係施設に掲示し、啓発を行っています。

【今後の取組】

代替フロンを含むフロンガスが、二酸化炭素の数千倍からそれ以上の温室効果があること、フロンガスがオゾン層を破壊することなどを、地域いきいき講座「地球温暖化対策」の中で啓発していきます。また、フロンガスの適正処理について、市報などを通して市民・事業者呼び掛けるとともに、情報の提供に努めます。

● 国産木材・地場産材の利用促進による熱帯林破壊への配慮

【実施状況】

天童市森林情報館もり～な天童や市立公民館各館の建て替えに当たっては、山形県産材を積極的に使用しています。

市役所内では、地球環境における資源枯渇及び地球環境への負荷の抑制を図るため、天童市環境マネジメントシステムにより行動することで、環境に配慮した製品（グリーン商品）の調達を推進しています。

物品の調達に当たってはその必要性及び購入数量を十分に考慮して、年間単価契約物品であるグリーン商品を重点的に調達するよう努めています。この取組の成果はグリーン購入記録・報告書により評価をおこなっています。

【今後の取組】

国産木材・地場産材の利用促進について、今後も積極的にPRしていきます。

今後も、グリーン購入率の目標設定を継続し、地球温暖化防止を推進します。

基本目標5 みんなで学びみんなで参加

5-1 環境学習の実践

● 地域づくり委員会活動の支援

【実施状況】

各地域には、それぞれが抱える課題があり、各地域づくり委員会においてその課題解決のための取組を行っています。

【今後の取組】

市では、ごみ減量化とリサイクル、地球環境に優しい省エネ、地球温暖化防止など環境に関する4つの講座開催など、環境に対する取組の支援を行っています。

また、地域づくり委員会からの提案を受け、地域づくり推進行政会議を開催し課題の解決を図ります。

● ボランティアに関する意識の啓発と参加の促進

【実施状況】

ボランティア活動を含めたNPO活動に対する協働の指針を策定しています。

【今後の取組】

ボランティア活動などに関心を持っているものの、参加までには至らないという人が多いのが現状です。社会貢献活動に、市民がより多く参加できるような環境づくりを推進し、環境学習の実践に努めます。

● 地域いきいき講座における環境学習の推進

【実施状況】

各種団体などからの依頼を受けて、職員を講師として派遣し、環境に関する市民の関心や理解が深まるよう努めています。現在「ごみ減量化とリサイクル」、「天童市環境基本計画」、「地球温暖化防止（大人向け座学講座）」、「地球温暖化防止（小学生向け工作教室）」の4講座を実施中です。

地域いきいき講座（環境関係）の開催実績

年 度	開催実績
平成 24 年度	3 講座
平成 25 年度	3 講座
平成 26 年度	3 講座
平成 27 年度	3 講座

【今後の取組】

地域いきいき講座については、環境関連の講座メニューを増やすとともに、市民に講座を周知し利用拡大を図ります。

● 環境情報システムの構築による地域環境資源の教材化

【実施状況】

市ホームページに、天童市の環境（倉津川の水質・酸性雪）の状況を公表しています。

◆

【今後の取組】

各種調査結果について、その内容をプロジェクターと組み合わせながら教材化し、地域いきいき講座メニューに加え、情報の発信に努めます。

また、市ホームページで各種調査結果を公表するとともに、内容の充実を図ります。

● **学校教育活動全体を通じた環境教育の推進**

【実施状況】

天童市教育委員会が推進する「天のわらべ豊かな『こころ』育みプロジェクト」の一環として、「自然とのかかわり」を通して子どもを育てること、また、環境を保全することを目的とした教育活動が継続的に行われるよう支援しています。

【今後の取組】

よりよい学びにつながる地域の学習素材の開拓を図って、「地域のひと・もの・こと」を有効活用した自然体験活動を一層推進していきます。

(各小中学校別の取組は後述)

● **事業所のISO14001取得への情報提供などの支援**

【実施状況】

地球環境に配慮した循環型社会を構築するためには、経済活動の多くを占める事業者の積極的な環境への取組が望めます。このことから、事業者のISO14001やエコアクション21の認証への取組について、情報提供などの支援を行っています。

【今後の取組】

事業者の環境への理解を深めるための研修会や、従業員などに対する環境教育について、情報提供など支援を行います。

5-2 市民・事業者・行政の協力・連携体制の構築

● 各種事業計画への市民参加方式の取入れ

【実施状況】

環境基本計画の策定に当たっては、天童市環境審議会の設置、無作為抽出のアンケート調査、地域づくり委員会との懇談会などを実施しました。

今回の中間見直しにおいても、市民環境懇談会を開催し、市民の参加を図っています。

【今後の取組】

各種事業計画を策定する場合は、今後とも、市民の参加を積極的に取り入れます。

● 地域活動の支援による地域自らの環境づくりの推進

【実施状況】

各地域において市立公民館を中心にして、各種教室、講座の開催、清掃活動、環境美化活動などの環境への取組を展開しています。

【今後の取組】

環境に関する課題や問題に対応した講座や支援を行い、地域自らの環境づくりを支援します。

● 関係自治体との協力関係の整備、広域的対応

【実施状況】

廃棄物処理に関しては、東根市外二市一町共立衛生処理組合（クリーンピア共立）の運営を通して、協調してごみの減量に取り組んでいます。

また、不法投棄に関しては、村山地区不法投棄防止対策協議会と連携して、春と秋のパトロールや原状回復活動を実施しています。

地下水の汚染に関しては、平成14年度から、県や関係する市とともに硝酸性窒素対策連絡調整会議を設置し、原因の究明と対策の実施について協議・検討を行ってきました。その結果、平成27年度には硝酸性窒素削減対策計画における目標値を達成しています。

【今後の取組】

今後も、関係自治体との協力関係を継続・強化していきます。

● **事業者、民間団体との協力関係の構築**

【実施状況】

日常的な環境美化活動及び4月と10月の清掃強化月間などでの一斉清掃事業などについては、各町内会、各種団体、天童市環境衛生組合連合会などから協力を得て実施しています。

また、大規模な不法投棄の原状回復事業については、山形県建設業協会山形支部青年部、天童市環境衛生組合連合会などから、協力を得て実施しています。

集団資源回収と資源物拠点回収事業について、各種団体、天童市環境衛生組合連合会などから協力を得て実施しています。

【今後の取組】

今後も、関係団体との協力関係を継続・強化していきます。

第4章 地域別の環境への取組と行動指針

1 地域別の環境への取組

(1) 各小学校における環境への取組

天童南部小学校 = ①山川牧場体験(2学年) / 年1回 ②牛乳パック回収(3年PTA) / 年2回 ③アルミ缶・プルタブ回収(4年PTA) / 年2回 ④エコキャップ運動(児童会) ⑤畑での作物栽培(全学年)

天童中部小学校 = ①古紙・段ボールなどを回収(全校) / 通年 ②空き缶回収(全校) / 年3回 ③牛乳パック回収(全校) / 年3回・通年 ④プルタブ回収(全校) / 年3回 ⑤花の苗植え(委員会活動) / 年1回

天童北部小学校 = ①押切川遊歩道沿いの水仙球根植(5学年) / 年1回 ②サケの稚魚放流活動(2年生) / 年1回 ③美化委員会の活動 ④牛乳パック回収(3年PTA) / 年9回 ⑤アルミ缶・プルタブ回収(4年PTA) / 年9回 ⑥古紙段ボールなどを回収(全校・PTA) / 年2回 ⑦EM菌(環境を良好に保つ働きをもつ微生物)のプールへの注入(年2回)

成生小学校 = ①りんご学習(3学年) / 年4回 ②成生の米づくり活動(5学年) / 年4回 ③アルミ缶プルタブ・牛乳パック回収・エコキャップ運動(全校) / 年14回 ④資源回収(全学年・保護者) / 年1回 ⑤サケの遡上観察会・サケの稚魚放流 / 各年1回 ⑥畑での作物栽培(全学年)

蔵増小学校 = ①実習田での低農薬の米作り(5学年) ②地区内クリーン作戦(全学年) / 年1回 ③田んぼの水探検隊(5学年) / 年1回 ④牛乳パック回収(全学年) / 通年 ⑤畑での作物栽培(全学年)

寺津小学校 = ①通学路の清掃(全校) / 年1回 ②田んぼの水探検隊(4学年) / 年1回 ③牛乳パック回収(全校) / 年3回 ④里芋の栽培(全校) / 春～秋

◆

津山小学校 = ①畑での作物栽培（各学年）②稲作体験（5 学年）③緑の少年団：地球環境を守り隊（ジャガラムガラでの風穴や植物の観察、舞鶴山での松くい虫伐倒駆除の作業現場見学、校庭の樹木へのネーム付けなど）（6 学年）／年 5 回④緑の少年団：村山地域交流研修会（5 学年）／年 1 回⑤緑の少年団：山形県交流研修大会（6 学年）／年 1 回⑥緑の少年団：村山地域森の感謝祭（5 学年）／年 1 回⑦緑の少年団：山口小との秋の交流活動（水晶山の樹木へのネーム付け、きのこの植菌）（6 学年）／年 1 回⑧花いっぱい活動（6 学年）／年 1 回⑨緑の少年団：ネイチャーゲーム（全校）／年 1 回

山口小学校 = ①稲作体験(5 学年)②緑の少年団：水晶山登山道樹木プレート付け（6 学年）／年 1 回③緑の少年団：森の感謝祭天童高原での植樹活動（5・6 学年）／年 1 回④緑の少年団：村山地域交流会・グリーンアドベンチャー（6 学年）／年 1 回⑤畑での作物栽培（各学年）／通年⑥アルミ缶・プルタブ回収・エコキャップ運動（全校）／通年⑦こまめちゃんの約束（節電・節水・紙のリサイクル・記名・アルミ缶の回収）⑧EM 菌（環境を良好に保つ働きをもつ微生物）のプールへの投入・プール清掃（3・4・5・6 学年）／年 1 回⑨おさがりの会（全学年・PTA）／年 1 回⑩緑の羽根募金活動（児童会）

高掬小学校 = ①実習田での無農薬の米作り(5 学年)②アルミ缶・プルタブ・ペットボトル回収(全校)／年約 30 回③資源回収（全学年保護者）④給食の牛乳パック回収（全校）／通年で毎日⑤古紙回収（全学級）／通年⑥畑での作物栽培（各学年毎）

長岡小学校 = ①校舎周辺のクリーン作戦（6 学年）／年 1 回②資源回収（全校・PTA）／年 1 回③公園のクリーン作戦（5 学年）④牛乳パック回収(全校)／年 11 回⑤プルタブ回収（全校）／年 4 回⑥高掬駅のクリーン作戦（4 年）⑦エコキャップ運動（環境美化委員会）／通年⑧古紙・段ボール回収（全校）⑨長岡地域花いっぱい運動（5 年）

干布小学校 = ①資源回収(全校)／年 2 回②山と川の活動(1～4 学年)／隔年各 1 回③牛乳パック回収（全校）週 1 回④野菜の苗植え（全校）⑤ひまわりの種まき（6 学年）

◆

荒谷小学校 = ①地域クリーン作戦（全学年）／年 1 回 ②資源環境保全活動(資源回収)（全学年）／年 2 回 ③古紙回収（全学年）／通年④野菜栽培活動（全学年）⑤牛乳パック回収（全学年）／通年⑥エコキャップ運動（3 年）

（2）各中学校における環境への取組

第一中学校 = ①通学路のごみ拾い・除草（全学年・保護者）／年 1 回②エコキャップ運動（生徒会）③通学路のごみ拾い（全学年）／月 1～2 回④牛乳パック回収（全学級）⑤書き損じはがき回収（生徒会）⑥古紙回収（全学年）

第二中学校 = ①野菜栽培活動(2 学年)②花いっぱい運動／牛乳パック回収(生徒会)③書き損じはがき回収（PTA）④夏休み奉仕活動－校舎内外清掃（全生徒・保護者）⑤古紙回収（全学年）

第三中学校 = ①通学路クリーン作戦（全学年）／年 1 回 ②長岡地区「花いっぱい運動」（全学年）／年 1 回③アルミ缶・プルタブ・牛乳パック回収・エコキャップ運動(生徒会)④古紙回収・分別（全学年）

第四中学校 = ①全校一斉ボランティア／年 1 回②プルタブ回収・エコキャップ運動（生徒会）③牛乳パック回収（生徒会）④空き教室の消灯（各クラス）⑤古紙回収・ごみの分別（全校）⑥校外班会ボランティア活動<公園清掃・資源回収>（全校）

（3）各公民館の地域づくり委員会の活動における環境への取組

① 天童南部地域づくり委員会

天童南部地域内の 10 町内会における「花いっぱい運動」の実施

② 天童中部地域づくり委員会

ごみ減量化運動の一環として「地球にやさしい循環型社会」を目指した廃食用油の回収を推進。

③ 天童北部地域づくり委員会

ア サケの稚魚放流事業の開催

イ ペットボトルの蓋を回収し、発展途上国の子どもたちのポリオワクチンを送る「エコキャップ運動」を実施。なお、地域内の各世帯や学校、スーパー、コンビニの協力を得ながら、継続して取組。

ウ E M菌（環境を良好に保つ働きをもつ微生物）を使用した環境美化の取組を実施。

天童北部小が、E M菌を使用して学校のプール清掃を行う際の支援、及び地域住民を対象として清掃や消毒など幅広い応用のできるE M発酵液作り教室を開始。

④ 成生地域づくり委員会

ア アルミ缶と雑がみ回収への取組。

イ E M菌（環境を良好に保つ働きをもつ微生物）を活用して資源の再利用を図る取組。

（米のとぎ汁からE M菌の醗酵を行い、小学校のプール清掃に用いた。）（食用油の廃油から石鹼をつくる講座を開催。）

ウ 地域の自然や環境保全に対する意識の向上を図り、サケの稚魚放流事業及びサケの遡上観察会を実施。

エ 中学生が地域の諸団体の役員とともにプランターへの花植えを実施。

⑤ 蔵増地域づくり委員会

ア 地区内通学路の清掃

イ 地域内のごみの不法投棄の実態調査

ウ 家庭内の資源ごみの回収事業の実施

⑥ 寺津地域づくり委員会

「心美しい日」の取組として、春と夏に地域ぐるみで地域の一斉清掃を実施。

⑦ 津山地域づくり委員会

ア 不法投棄の監視及び啓発活動の実施

イ 雑がみ回収の実施（年6回）

◆

⑧ 田麦野地域づくり委員会

- ア 絆の森林保全事業への協力
- イ 古木（かさまつ）の保全活動（松枯れ病対策のための防除作業）への協力
- ウ 森林ボランティア活動（自然学習会の開催及び遊歩道の安全点検）への協力
- エ 美しい地域づくり事業の実施
 - ア) めだか池周辺の整備
 - イ) 景観形成作物（ひまわり）の播種及び管理
 - ウ) 沿道の花壇への花木の植付け
- オ 地域内の資源回収の実施（年2回）
- カ 花いっぱい運動の実施

⑨ 山口地域づくり委員会

- ア 水晶山の自然保護活動並びにハシドイの調査及び保護活動の実施
- イ インクカートリッジ及びプルタブの回収事業、エコキャップ運動の実施

⑩ 高掬地域づくり委員会

- ア ごみ減量化運動（ごみ拾い活動）の実施
- イ 水辺環境の整備事業（礼井戸の清掃、立谷川の水質検査勉強会）の実施
- ウ アルミ缶回収のリサイクル活動の実施
- エ 花いっぱい運動の推進
 - ア) 高掬公民館から花いっぱいにする活動
 - イ) 「高掬花とみどりの会」による地域内における花いっぱい運動
 - ウ) 高掬小、高掬児童クラブ及びみどり保育園との交流事業

⑪ 長岡地域づくり委員会

- ア 花いっぱい運動の実施
- イ 街路樹柵にマツバギクの植栽する事業の実施

ウ ごみ減量化運動（年6回アルミ缶・牛乳パックなどを回収する活動）の実施

エ 河川清掃（7月・9月）の実施

⑫ **干布地域づくり委員会**

ア 道路清掃（年2回）の実施

イ 河川清掃（4月から11月まで毎月1回）の実施

ウ アルミ缶などの回収事業の実施

エ ひまわり迷路づくり（5月～8月）の実施

オ 花いっぱい運動の推進

⑬ **荒谷地域づくり委員会**

アルミ缶の分別収集による車椅子などの取得活動の実施

（4）各公民館の各種教室及び講座など事業における環境への取組

① **天童南部公民館**

ア 環境啓発ポスターの掲示

イ 公民館の敷地内における花いっぱい運動（芝桜の植え込み及び垣根の整備）の実施

② **天童中部公民館**

環境啓発ポスターの掲示

③ **天童北部公民館**

ア サケの稚魚放流事業の実施

イ EM菌（環境を良好に保つ働きをもつ微生物）を利用したEM発酵液作り教室の開催
並びに公民館の敷地内でのボカシたい肥製造及び使用

④ **成生公民館**

ア エコ活動を実践している団体を集めて協議会を設置しエコタウン成生運動を展開

イ 研修会として地域を流れる押切川上流にあたる天童市絆の森林の下刈りボランティア
に参加し、押切川上流の森林の現状と河川の水源涵養において森林の重要性を学習

⑤ 蔵増公民館

環境保全のための啓発広報チラシなどの配布

⑥ 寺津公民館

環境保全のための啓発広報チラシなどの配布

⑦ 津山公民館

ア 「津山の自然を守る会」の環境保全活動に対する支援

イ 「倉津川の水質調査」（県内一斉水環境調査調査）

⑧ 田麦野公民館

ア 環境啓発ポスターの掲示

イ 環境保全のための啓発広報チラシなどの配布及び回覧

ウ 花いっぱい運動の広報活動に対する支援

エ 青壮年会が実施する空き缶などの不法投棄物の回収事業に対する支援

オ 地区自治会及び安協田麦野支部が行う道路清掃・沿道の草刈りなどに対する支援

⑨ 山口公民館

環境啓発ポスターの掲示

⑩ 高揃公民館

環境保全のための啓発広報チラシなどの配布

⑪ 長岡公民館

環境啓発ポスターの掲示

⑫ 干布公民館

環境啓発ポスターの掲示

⑬ 荒谷公民館

子どもたちとのミニ農園事業の実施

2 身近な行動指針

今回の計画見直しに当たって、市民環境懇談会を開催し、今すぐ実行可能な提言をいただきました。

(1) ごみの減量化

■ マイバックを持参して買い物する。

市内の多くのスーパーマーケットが、マイバッグ持参運動に協賛しています。市民と事業者との協力で、ごみはいらぬ運動に取り組み、ごみの減量化を図ります。

■ ごみになるものをもらわない。

■ 「レジ袋はいりません。シールで。」と断る。

市内の販売店では、商品に支払い済みのシールを貼ることで、レジ袋の配布に替えることができます。ごみになるものをもらわず、シールで済む場合はレジ袋を辞退し、ごみを減らしましょう。

(2) もったいない運動

■ 家庭の使用済小型家電は、専用回収ボックスへ。

市内全 13 市立公民館に、使用済小型家電回収用の専用ボックスを設置しています。もったいない運動に取り組んで、使用済小型家電やその他の資源のリサイクルを図りましょう。

(3) 水辺の環境づくり

■ 河川敷などの草刈りやごみ拾い。

水辺の良好な環境維持のため、河川敷などの草刈りやごみ拾いなどのボランティア活動に協力しましょう。

資料編

計画見直しの経過

月 日	会 議 名	内 容
6月27日(月)	部長会	基本方針について説明
7月 8日(金)	第1回環境基本計画推進会議	基本方針について説明 施策の進捗状況報告依頼
7月25日(月)	第1回環境基本計画調査委員会	基本方針について説明 施策の進捗状況・評価について
8月10日(水)	第1回環境審議会	諮問
10月 7日(金)	市民環境懇談会	天童市の環境活動について
11月 9日(水)	第2回環境基本計画調査委員会	中間見直し(素案)の作成
11月29日(火)	第2回環境基本計画推進会議	中間見直し(素案)について
12月 7日(水)	第3回環境基本計画調査委員会	中間見直し(案)について
12月12日(月)	部長会	中間見直し(案)について
12月20日(火)	市長要請環境福祉常任委員会	中間見直し(案)について
1月 4日(水)	パブリックコメント	(1月4日~1月18日)
1月下旬	第2回環境審議会	中間見直し(案)について
2月上旬	第3回環境審議会	答申

環境審議会委員

番号	区分	氏名	摘要
1番委員	知識・経験を有する方	武内 賢二	天童市地球温暖化対策協議会
2番委員	知識・経験を有する方	那須 桂子	山形県地球温暖化防止活動推進員
3番委員	関係機関・団体の代表	伊藤 豪	天童温泉協同組合
4番委員	関係機関・団体の代表	高橋 秀和	天童青年会議所
5番委員	関係機関・団体の代表	五十嵐 雪子	天童市連合婦人会
6番委員	関係機関・団体の代表	森川 清志	天童市環境衛生組合連合会
7番委員	関係機関・団体の代表	荒木 公子	ごみ減量化等推進懇談会
8番委員	関係機関・団体の代表	石山 良子	天童商工会議所女性会
9番委員	関係機関・団体の代表	元木 満	天童市小中学校長会
10番委員	関係機関・団体の代表	水戸部 光昭	天童市公民館連絡協議会

市民環境懇談会委員

区分	氏名	摘要
市民の代表	稲葉 一友	天童南部地域づくり委員会委員長
	松村 澄男	天童中部地域づくり委員会委員長
	佐藤 茂男	天童北部地域づくり委員会委員長
	奥山 助正	成生地域づくり委員会委員長
	熊澤 義也	蔵増地域づくり委員会委員長
	柴田 新一	寺津地域づくり委員会委員長
	鹿野 秀順	津山地域づくり委員会委員長
	村山 千代美	田麦野地域づくり委員会委員長
	須藤 長之	山口地域づくり委員会委員長
	山本 清彦	高揃地域づくり委員会委員長
	五十嵐 安正	長岡地域づくり委員会委員長
	水戸部 光昭	干布地域づくり委員会委員長
佐藤 昭生	荒谷地域づくり委員会委員長	
事業者等の代表	東海林 雅美	建設業関係
	岡田 英滋	工業関係
	山口 敦史	観光業関係
	佐藤 昭一	交通運輸業関係

関係機関・団体の代表	武内 賢二	地球温暖化対策協議会会長
	那須 桂子	山形県地球温暖化防止活動推進員

推進会議委員

委員長	市民部長 小川 博史	委員	経済部商工観光課長 松田 健一
副委員長	市民部生活環境課長 伊藤 芳春	委員	経済部産業立地室長 田中 広也
委員	総務部総務課長 森谷 倫祥	委員	建設部建設課長 横山 伸一
委員	総務部財政課長 大木 真	委員	建設部都市計画課長 小笠原 祐治
委員	総務部市長公室長 遠藤 浩	委員	上下水道事業所上下水道課長 工藤 豊和
委員	健康福祉部社会福祉課長 萩生田 伸悟	委員	消防本部消防課長 小川 順一
委員	健康福祉部健康課長 村山 弘美	委員	教育委員会教育総務課長 中島 伸一
委員	健康福祉部子育て支援課長 湯村 耕司	委員	教育委員会学校教育課長 江川 久美子
委員	市民部文化スポーツ課長 赤塚 嘉知	委員	教育委員会生涯学習課長 武田 文敏
委員	経済部農林課長 大内 淳一	委員	農業委員会事務局長 大内 淳一（併任）

調査委員

委員長	市民部 生活環境課長	伊藤 芳春			
委員（総務部門）			委員（経済部門）		
	総務部総務課 課長補佐	熊澤 輝		経済部農林課 課長補佐	川股 元昭
	総務部財政課 課長補佐	武田 芳仁		経済部商工観光課 課長補佐	吉田 聖志
	総務部市長公室 室長補佐	結城 洋史		経済部産業立地室 室長補佐	結城 誠一郎
	消防本部消防課 課長補佐	原田 啓之		農業委員会事務局 事務局長補佐	今田 明
委員（健康福祉部門）			委員（建設部門）		
	健康福祉部社会福 祉課課長補佐	石山 真一		建設部建設課 課長補佐	那須 和寿
	健康福祉部健康課 課長補佐	阿彦 里美		建設部都市計画課 課長補佐	花輪 達也
	健康福祉部 子育て支援課 課長補佐	秋保 泰志		上下水道事業所 上下水道課 課長補佐	國井 重則
委員（市民部門）			委員（教育部門）		
	市民部生活環境課 課長補佐	秋葉 亮一		教育委員会教育総 務課課長補佐	矢萩 茂
	市民部市民課 課長補佐	伊藤 裕子		教育委員会学校教 育課課長補佐	石澤 明子
	市民部文化スポーツ課 課長補佐	今野 浩一		教育委員会生涯学 習課課長補佐	今田 晃



平成 28 年度「小学生（環境・エネルギー問題）作文絵画コンクール」入賞作品

全国商工会議所女性会連合会会長賞

近藤 和華さん（津山小 5年）

第二次天童市環境基本計画中間見直し

編集・発行 天童市市民部生活環境課

〒994-8510 天童市老野森一丁目1番1号

TEL 023-654-1111 内線 274

FAX 023-653-0744

E-mail seikatsu@city.tendo.yamagata.jp